

障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備予算の確保について

平成27年2月27日

全国知事会

国においては、障害福祉計画の基本指針で、障害者等の地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制などを基本的理念として掲げ、目的達成のための取り組みを行っているところ、地方公共団体におきましても、国の基本指針に則し、地域の実情に応じたサービス提供体制整備を図っております。

こうした中、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた住まいの場の確保、学校卒業後の自立を見据えた就労支援、生活介護等の日中活動の場の確保、あるいは、発達障害を含む障害児支援の充実等に関するニーズは年々高まっており、それに伴う施設整備事業計画が、社会福祉法人等の事業者から地方公共団体に、非常に多く寄せられております。

このような状況を踏まえ、地域のニーズに則した施設整備計画を着実に推進していくことが重要であると考えますので、下記のとおり強く求めます。

記

- 1 障害者の地域移行推進のためのグループホームの整備、就労支援や生活介護等の日中活動系サービス充実のための施設整備、障害者支援施設の整備、放課後等デイサービス等の障害児支援の充実のための施設整備に係る、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の充実及び各都道府県の整備計画に対応できるよう、当初予算により、十分な予算の確保を図ること。
- 2 平成26年度厚生労働省補正予算のうち、障害者施設等の耐震化等整備の推進に係る予算80億円については、耐震化・スプリンクラー整備を優先した上で、さらに、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は現在各都道府県が予定している協議額に大きく不足する状況を踏まえ、グループホーム、日中活動系サービス、障害者支援施設及び障害児支援の充実を図るための施設整備の活用も可能とすること。